

令和 7 年第 3 回幸田町議会定例会会議録（第 1 号）

議事日程

令和 7 年 9 月 1 日（月曜日）午前 9 時 0 9 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 報告第 2 号 健全化判断比率等について
- 日程第 5 認定第 1 号 令和 6 年度岡崎市額田郡模範造林組合一般会計の決算の認定について
- 日程第 6 第 48 号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 7 第 49 号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第 50 号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第 51 号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
第 52 号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 53 号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第 54 号議案 工事の請負契約について（3 小学校体育館空調設備設置工事その 2）
第 55 号議案 令和 7 年度幸田町一般会計補正予算（第 2 号）
第 56 号議案 令和 7 年幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 57 号議案 令和 7 年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
認定第 2 号 令和 6 年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 令和 6 年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 令和 6 年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 令和 6 年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 令和 6 年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 令和 6 年度幸田町水道事業会計資本金の額の減少及び利益の処分並びに決算認定について
認定第 8 号 令和 6 年度幸田町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 8 決算審査意見の報告
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15 名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	10番 黒木一君
11番 藤江徹君	12番 稲吉照夫君	13番 笹野康男君
14番 丸山千代子君	15番 都築幸夫君	16番 廣野房男君

欠席議員（1名）

9番 鈴木久夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦君	副 町 長 大竹 広行君
教 育 長 池田 和博君	企 画 部 長 内田 守君
総 務 部 長 菅沼 秀浩君	参事（税務担当） 稲熊 公孝君
危機管理監 長谷 優一郎君	住民こども部長 三浦 正義君
健康福祉部長 谷川 啓君	参事（健康保健担当） 相川 美代子君
環境経済部長 大熊 隆之君	建 設 部 長 鳥居 靖久君
上下水道部長 齋藤 啓一君	消 防 長 山本 秀幸君
教 育 部 長 山本 晴彦君	監 査 委 員 大浦 裕君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局 長 岩瀬 仁史君

○議長（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第3回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。
議員各位におかれましては、公私ともに多忙のところ出席を賜り厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり報告議案1件、人事議案1件、単行議案6件、令和7年度補正予算3件並びに令和6年度決算認定8件、合わせて19件の重要な議案が提出されております。

議会としましては、町民生活の安定と福祉の増進のため十分な審議を行い、町民の負託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いします。

9月に入りましたが、まだまだ厳しい残暑が続いております。皆様にはくれぐれも御自愛くださいまして議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます。開会の挨拶とします。

ここで、お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社から議場内のテレビカメラによる撮影の申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、三河湾ネットワーク株式会社による議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

○町長（成瀬 敦君） 皆さんおはようございます。

小中学校では本日から2学期が始まっておりまして、通学する子どもたちの元気な声が戻ってまいりました。

9月に入りましても危険な暑さはまだ続いておりまして、まだまだ暑さ対策を継続して、講じてまいります。

本日ここに、令和7年第3回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案1件、人事議案1件、単行議案6件、補正予算3件、そして、決算認定の8件、合わせて19件でございます。後ほど、提案理由とその概要につきましては説明させていただきますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、7名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の調整を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め誠意を持って対応いたします。よろしく願いいたします。

ここで、御報告とお知らせを申し上げます。

報告でございます。

3点でございます。

1点目は、少年少女発明クラブチーム、深溝発明家の世界青少年発明工夫展2025での銀賞の受賞についてでございます。

去る8月6日、7日の2日間、大阪・関西万博会場にて世界青少年発明工夫展2025に、昨年度幸田町少年少女発明クラブから全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会で金賞を受賞しました深溝発明家の3名が日本代表として出場し、見事銀賞を受賞されました。

この世界大会は、13の国・地域からの150の作品が出展され、プレゼンや質疑応答まで全て英語で行われる中、中学1年生ながら堂々と発表され、日本代表でも数少ない銀賞を受賞することができました。

2点目であります。

全国中学校大会の結果についてでございます。

8月中旬から下旬にかけて行われました令和7年度中学校体育大会の全国大会に幸田中学校ソフトボール部と北部中学校弓道部男子個人と北部中学校陸上男子110メートルハードル個人で、この3部門が出場されました。

全国大会の結果につきましては、幸田中学校ソフトボール部は1回戦惜敗、北部中学校弓道部個人は予選敗退、同じく陸上男子110メートルハードル個人は12位との報告を受けております。

ほかにも全国大会には出場できませんでしたが、今年度南部中学校野球部が県大会で優勝されました。

3点目についてでございます。

青塚古墳の調査についてでございます。

坂崎の青塚古墳では、8月25日から発掘調査が行われております。石室の天上部分の崩落に伴う修復に向けた予備調査を昨年に引き続き滋賀県立大学の協力を得て行っているものであります。

9月13日の土曜日午後1時半から現地説明会を開催しますので、ぜひ御参加いただければと思います。当日は、ゲストとして歴史学者の磯田道史さんも来られるということとであります。

次に、お知らせについてでございます。

3点でございます。

1点目は、幸田町総合防災訓練についてでございます。

9月6日土曜日午前8時から幸田町総合防災訓練が開催されます。

昨年と違いまして、時間を変更しまして、暑さ対策ということで1時間前倒しで早く開催するというものでございます。

本年度は町内3中学校の中学生31名を迎え、倒壊家屋救出訓練、初期消火訓練等を行ってまいります。

また、本年度においても、南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施いたしま

す。議員各位におかれましても御臨席いただきますようお願い申し上げます。

2点目は、9月19日に予定しております箕輪町、幸田町、姉妹都市協定締結式についてでございます。

箕輪町と幸田町は平成7年の中学生の農業体験に始まり、平成24年に災害時における総合支援に関する協定を締結しております。現在は、観光・物産の交流やスポーツの交流など様々な交流を進めておりますが、これまでの交流をさらに推進し、さらなる理解と友好を深めるため、このたび、姉妹都市提携、姉妹都市として協定を締結する運びとなりました。締結の記念に、須美、凧の会の協力を得まして、箕輪町の伝統芸能であります古田人形芝居を絵柄とした大凧を寄贈し、締結式の会場に飾りつけいたします。締結式につきましては、箕輪町で執り行われるため、議長にも御出席、御同席いただくこととしております。

また、当日は、町民会館あじさいホールにて締結式の中継を行う予定ですので、議員の皆様の御参加をお願いいたします。

3点目は、幸田の筆柿についてでございます。

現在幸田町の柿部会員は48人の生産者で構成されております。20年ほど前に比べますと生産者の数は半分以下となっておりますが、町の特産物として全国シェア90%を占めております。今後においても維持をしていくように取り組んでまいります。

今年の筆柿は9月の19日に初出荷を予定しており、10月末日頃まで出荷される見込みであります。町内では、道の駅筆柿の里幸田及びJAあいち三河憩の農園で例年販売しております。ぜひ御賞味いただければと思います。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣野房男君） ここで、御報告します。

9番、鈴木久雄議員は、疾病のため本定例会の全ての会議を欠席する届出がありましたのでよろしくお願いします。

ただいまから、令和7年第3回幸田町議会定例会を開会します。

地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時09分

議事日程は、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

日程第1

○議長（廣野房男君） 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、黒木一議員及び11番、藤江徹議員を指名します。

日程第2

○議長（廣野房男君） 会期の日程の件を議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日 9 月 1 日から 9 月 25 日までの 25 日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣野房男君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 9 月 1 日から 9 月 25 日までの 25 日間に決定しました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおり
ですから御了承願います。

日程第 3

○議長(廣野房男君) 諸報告を行います。

例月出納検査 2 件、財政援助団体等監査 1 件であります。

これは、お手元に配付のとおりですから御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおり陳情が 9
件であります。

これは、会議規則第 92 条の規定により、陳情第 2 号から陳情第 8 号までの 7 件を所
管となります総務教育委員会に付託し、陳情第 9 号及び陳情第 10 号までの 2 件を所管
となります福祉産業建設委員会に付託します。

これで、諸報告を終わります。

日程第 4

○議長(廣野房男君) 報告第 2 号 健全化判断比率等についての報告を求めます。

町長。

○町長(成瀬 敦君) それでは、議案書 3 ページをお開きください。

報告第 2 号健全化判断比率等についてであります。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及
び第 22 条第 1 項の規定によりまして、監査委員の意見書を付して報告させていただく
ものであります。

4 ページを御覧ください。

初めに、1 の健全化判断比率についてでございますが、4 つの指標のうち、実質赤字
比率及び連結実質赤字比率につきましては黒字となりましたので数値は計上されません
でした。

次に、実質公債費比率につきましては、過去 3 年間の平均値で算定するものですが、
本年度は 0.7 %で、前年度数値と比べて 0.3 ポイント下回るものとなりましたが、
早期健全化基準の 25 %を下回っております。

将来負担比率につきましては、将来負担額以上に積立基金等の充当可能財源がありま
すので、前年度と同様に数値は計上されませんでした。

続きまして、2 の資金不足比率についてでございますが、水道事業会計、下水道事業
会計の 2 会計において資金不足はありませんでしたので数値は計上されませんでした。

この健全化判断比率等につきましては、数値が一つでも基準を上回りますと財政健全

化計画等の作成が義務づけられますが、本町は全て基準以下でありました。

なお、各比率の詳細につきましては、議案関係資料３ページから６ページまでを御覧
いただきたいと思います。

以上、報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣野房男君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前 ９時１４分

再開 午前 ９時１４分

休憩前に戻し、会議を再開します。

これをもって、報告第２号を終わります。



日程第５

○議長（廣野房男君） 認定第１号議案 令和６年度岡崎市額田郡模範造林組合一般会計の
決算の認定についてを議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（成瀬 敦君） 次に、認定第１号令和６年度岡崎市額田郡模範造林組合一般会計の
決算の認定についてであります。

こちらは、令和７年３月３１日をもって解散した岡崎市額田郡模範造林組合の決算の
認定についてであります。令和６年第４回幸田町議会定例会において、解散後の決算等
は、岡崎市及び幸田町にて行う旨議案を上程させていただいたことに伴うものでありま
す。

別冊岡崎市額田郡模範造林組合歳入歳出決算書の２６ページ、実質収支に関する調書
を御覧ください。

歳入総額１，０９２万１，５６７円、歳出総額１，０７９万１１５円、歳入歳出差引額
１３万１，４５２円となりました。差引額１３万１，４５２円は、事務承継団体の岡崎市
へ配分されるものであります。

次に、２７ページ及び２８ページ、財産に関する調書を御覧ください。

公有財産については、組合解散後は全て岡崎市に帰属されました。

財政安定化基金は、前年度末現在、２，１７７万５，３４６円に、前年度基金積立金及
び利息を加え、基金繰入額を引いた２，１３６万３，９６５円を分担金割合にて岡崎市と
幸田町で配分をしました。分担金割合は１万分の２０９４でありまして、４４７万３，
６１４円が令和７年３月３１日に幸田町へ配分されました。

以上、認定第１号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣野房男君） 提案理由の説明は終わりました。

続いて、大浦裕代表監査委員から決算審査意見の報告をお願いします。

監査委員。

〔監査委員 大浦 裕君 登壇〕

○監査委員（大浦 裕君） 認定第 1 号議案 令和 6 年度岡崎市額田郡模範造林組合一般会計の決算の認定についての監査の結果は、別冊令和 6 年度岡崎市額田郡模範造林組合歳入歳出決算書の 12 ページにあります意見書を読み上げ報告とさせていただきます。

意見書、令和 6 年度岡崎市額田郡模範造林組合一般会計歳入歳出決算を審査するに正当の決算と認めます。

令和 7 年 8 月 5 日、監査委員大浦裕、監査委員松本忠明、以上でございます。

〔監査委員 大浦 裕君 降壇〕

○議長（廣野房男君） これから質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第 55 条及び第 56 条の規定により、15 分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、認定第 1 号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 質疑なしと認めます。

これで、認定第 1 号議案の質疑を終わります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております認定第 1 号議案を会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、ただいま議題となっております議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって討論を終わります。

これから採決します。

採決の方法は、起立により行います。

認定第 1 号議案 令和 6 年度岡崎市額田郡模範造林組合一般会計の予算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、認定第1号議案は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第6

○議長（廣野房男君） 第48号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書の7ページをお開きください。

第48号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

議案関係資料は7ページ及び8ページでありますので併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、谷川芳美委員が令和7年12月31日をもって任期満了になることに伴い、その後任の委員を選任する必要があるからであります。

議案書8ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては記載のとおりでございますが、松平裕実氏66歳を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。任期は、令和8年1月1日から3年間であります。

松平氏につきましては、高等専門学校卒業後、昭和55年4月に幸田町役場に就職し、平成3年5月に退職されました。

平成3年12月からは土地家屋調査士、平成5年5月からは行政書士として現在も御活躍されています。

松平氏は、これまで岡崎市固定資産評価審査委員会委員、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会監事、岡崎市空き家等対策協議会委員などを務められた経験と専門職としての見識を生かし、公正中立な判断ができる方であるとともに、幅広い知識は納税者としての固定資産評価への信頼を確保する視点において適任者であると考えております。

以上、人事議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣野房男君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、第48号議案の質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 今回、松平氏に当たりましては、選任するに当たって他自治体者になっているわけでございます。この他自治体在住者を候補とする理由について伺いをいたします。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 松平氏を今回選任をさせていただいた理由としまして、幸田町の住民ではないということで、岡崎市民ということでございますけれども、専任の基準の中で3点ございまして、幸田町の住民であること、または幸田町税の納税義務者であること。また、それ以外に固定資産の評価についての学識経験者と。選考基準の中でこの3点の中からということでございまして、3人のうちのほか2名の方が幸田町民ということで、もう一人学識経験者が必要であるということを考えまして、今回、岡崎市ではございますけれども、この学識経験者の松平氏を選任させていただいたということでございます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 他の自治体の方を選任をするということで、これは、学識経験ということで分かりましたけれども、このようなことが過去に事例があったのかどうか伺いをいたします。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 過去の事例でございますけれども、近年調べますと、形的には6学区の中から二つの学区をまとめて、3パターンでその学区の中から二人のうちの1人をということで選考をさせていただいておりますので、近年におきましては、幸田町の住民であったかというふうに思われます。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 過去に例がないということでありましたけれども、そうしますと、幸田町にそうした人材がなかったのかということなんですけれども、その辺のところはいかがだったんでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 内容につきましては、役場のOBで税務課出身というような方もみえましたので、そういった方につきましては学識の経験も併せ持って、やはり、みえた方もみえるのかなというふうに考えております。

○議長（廣野房男君） 14番、丸山議員。

○14番（丸山千代子君） 確かに岡崎在住の方で、そして、過去には幸田町役場に就職をされたということでなじみもあるわけでございますけれども、しかしながら、やはり、町内在住者ということがやっぱりふさわしいのではないかなというふうに私は思うわけでありまして、その辺のところもこれから、やはり、そうしたことのないようにやっていくべきではないかと思いますが、いかがなんでしょうか。

○議長（廣野房男君） 総務部長。

○総務部長（菅沼秀浩君） 今回岡崎市の松平さんということで、非常に学識の経験がおありということで選任をさせていただきましたけれども、今後につきましても各学区の中から、こちらについては、最終的には区長さんの同意を得てということもございまして

れども、そういった方が、適任な方がみえましたら、今後についてもそういった方を選定をお願いして、お願いをしようかなというような形で考えております。

○議長（廣野房男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） ないようですので、これで、第４８号議案の質疑を終わります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第４８号議案を会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、ただいま議題となっております議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を終わります。

これをもって討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立により行います。

第４８号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、第４８号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

—————○—————

日程第７

○議長（廣野房男君） 第４９号議案から第５７号議案まで及び認定第２号議案から第８号議案までの１６件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

初めに、第４９号議案から第５７号議案までの説明を求めます。

○議長（廣野房男君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第４９号議案から第５４号議案までの６件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書９ページをお開きください。

第４９号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は９ページから１１ページまででありますので併せて御覧ください。提案理由といたしましては、職員の仕事と生活の両立支援制度の周知及び意向確認が義務化されたことに伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、妊娠出産等についての申出をした職員及び３歳に満たない子を養育する職員に対し、両立支援制度の周知及び意向調査をすることを任命権者に義務づけ、その他条項及び字句の整理をするものであります。施行期日は令和７年１０月１日であります。

続きまして、議案書１１ページをお開きください。

第５０号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。議案関係資料は１２ページから１５ページまででありますので併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるためであります。

改正の概要につきましては８点ございます。

１点目として、非常勤職員について、非常勤職員が部分休業をするための要件として勤務日ごとの勤務時間は考慮しないこととします。

２点目として、既存の部分休業を第１号部分休業とし、勤務の始め、または終わりに行うとする要件を廃止します。

３点目といたしましては、新たに第２号部分休業として、１時間を単位として部分休業をすることができる制度を設けます。

４点目として、第１号部分休業、または第２号部分休業のいずれで請求するかについて、１年度ごとに申出することとします。

５点目であります。第２号部分休業することができる時間については、非常勤職員以外は７時間３０分、非常勤職員については、１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間とすることとします。

６点目であります。これら部分休業を変更する特別の事情を定めます。その特別の事情とは、配偶者が負傷または疾病により入院や別居その他の申出時に予測することができなかった事案が生じたことにより、地方公務員の育児休業等に関する法律第１９条第３項の規定による変更、これを第３項変更と呼ぶこととしますが、その第３項変更をしなければ、同項の職員の小学校就学始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると認められる事情をその特別の事情とします。

７点目であります。条例で定める部分休業の承認の取消事由は、第３項変更をしたときとします。

最後、８点目として、条項及び字句の整備をするものであります。

施行期日は、令和７年１０月１日であります。

続きまして、議案書１５ページをお開きください。

第５１号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は１６ページから１８ページまででありますので併せて御覧ください。
提案理由といたしましては、選挙運動の公営に要する経費に係る限度額の見直しに伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動の公営に要する経費である選挙運動用ビラ及びポスターの作成に要する経費の限度額を引き上げるものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書１７ページをお開きください。

第５２号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は１９ページ及び２０ページまででありますので併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正及び業務内容の見直しに伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、幸田町障害者地域活動支援センターが行う福祉サービスの一つであります就労移行支援を廃止するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行により、引用条項を整理するものであります。

施行期日につきましては、令和７年１０月１日であります。

続きまして、議案書１９ページをお開きください。

第５３号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は２１ページから２３ページでありますので併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

改正の概要につきましては、企業職員は、現在、１日２時間までの部分休業が可能ですが、それに加えて、１年につき、管理者が指定する範囲内の時間を部分休業できる選択肢を設け、職員が子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するものであります。

施行期日は令和７年１０月１日であります。

続きまして、議案書２１ページをお開きください。

第５４号議案 工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は２４ページから２６ページまででありますので併せて御覧ください。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、３小学校体育館空調設備設置工事その２の施行に伴い必要があるからであります。

議案書２２ページを御覧ください。

工事名は、３小学校体育館空調設備設置工事その２であります。工事場所は、幸田町大字大草字三ツ石地内ほかで、工事の概要は、３小学校体育館空調設備設置工事一式で

あります。契約金額は2億900万円。契約の方法は、15社による指名競争入札を7月9日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字菱池字寺東25の6、辻村工業株式会社幸田営業所所長辻村健太郎であります。

以上、第49号議案から第54号までの単行議案について提案理由の説明をさせていただきました。

よろしくお願い申し上げます。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第55号議案から第57号議案までの3件であります。初めに、第55号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の5ページをお開きください。

また、議案関係資料は27ページから34ページまででありますので併せて御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億24万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億9,620万2,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書16ページを御覧ください。

55款国庫支出金、15項国庫補助金、10目民生費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加するものであります。

これは、令和6年度における定額減税補足給付金において、令和6年度分所得税額が確定したことにより、さきの給付の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものでありますが、当初の想定以上に支給対象者が見込まれ、事務費の増額措置について、その財源とするものであります。

なお、対象者には11月末までに支給するものであります。

20目農業費国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を新規計上するものであります。

これは、同交付金の推奨事業メニューとして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業でありまして、現在行われております集出荷等対策支援事業の実施のための財源とするものであります。

35目教育費国庫補助金につきましては、初めに、教育支援体制整備事業費補助金を新規計上するものであります。

これは、不登校児童生徒等の学び継続事業において、教育相談室における会計年度任用職員の人件費について補助金の交付申請を行い交付決定を受けたことによるものであり、本事業の財源とするものであります。

次に、学校施設環境改善交付金、小学校費、中学校費をそれぞれ新規計上するものであります。

これは、国の学校施設環境改善交付金を活用するもので、荻谷小学校及び3中学校に特別防犯対策施設整備として防犯カメラ等の設置工事について交付申請を行い交付決定を受けたことによるものであり、本事業の財源とするものであります。

20項国庫委託金、5目総務費国庫委託金につきましては、中長期在留者居住地届出等事務委託金を追加するものであります。

これは、国からマイナンバーカード在留カード等一体化情報機器整備費として、今年度に限り物件費について交付対象となり交付決定を受けたことによるものであり、本事業の財源とするものであります。

60款県支出金、15項県補助金、15目民生費県補助金につきましては、低年齢児途中入所円滑化事業費補助金を減額するものであります。

これは、歳出でも御説明いたしますが、認定こども園における3歳未満児の途中入所における体制づくりとして、保育士を配置する費用の助成のため補助金を支出していたものでありますが、制度の廃止によりまして、県からの補助金について減額するものであります。

45目教育費県補助金につきましては、校内教育支援センター整備推進事業補助金を追加するものであります。

これは、中学校における心の相談室事業に係る会計年度任用職員の人件費について、同補助金の交付対象となることから、交付申請を行い交付決定を受けたことによるものであり、本事業の財源とするものであります。

次に、教育支援体制事業補助金を追加するものであります。

これは、小中学校における教員の事務削減のために配置された会計年度任用職員の人件費に対する補助金でありまして、補助対象となる会計年度任用職員が増加したことにより増額の交付決定を受けたことから、本事業の財源とするものであります。

20項県委託金、35目教育費県委託金につきましては、ラーケーション推進事業委託金を追加するものであります。

小中学校におけるラーケーション推進事業においては、教育の事務削減のために配置される会計年度任用職員の人件費が同補助金の交付対象となるものですが、教育免許を所持している会計年度任用職員の人件費を計上することとし、交付申請を行い増額の交付決定を受けたことから、追加分として本事業の財源とするものであります。

なお、充当先として、事業の内容より小学校管理一般事業及び中学校管理一般事業に充当するものであります。

75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

80款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書18ページを御覧ください。

まずは、各款にわたりまして職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その内容といたしましては、人事異動により給料、職員手当等及び共済費を調整するものであり

ます。詳細につきましては、28ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、これに係る部分につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、初めに、15款総務費、20項戸籍住民基本台帳費、10目戸籍住民基本台帳費につきまして、戸籍住民基本台帳一般事業におきまして、歳入でも御説明いたしましたが、国からマイナンバーカード在留カード等一体化情報機器整備費として、今年度に限り、物件費について交付対象とされたことから、当該機器の購入費用を新規計上するものであります。

20款民生費、10項社会福祉費、10目社会福祉総務費につきましては、社会福祉総務一般事業におきまして、物価高騰対応重点支援給付金、印刷製本費、同郵送料等をそれぞれ追加するものであります。

これは、歳入でも御説明いたしましたが、同事業において、当初の想定以上に支給対象者が見込まれることから、事務費について不足が生じたため追加するものであります。

次に、福祉医療事業におきまして、福祉医療システム改修業務委託料を新規計上するものであります。

これは、国におけるシステム標準化の流れを受けるものでありますが、幸田町の福祉医療システムにおいて、愛知県国民健康保険団体連合会が年度末にシステム標準化を行うことに対応し、それ以前に改修の必要があるため新規計上を行うものであります。

20目社会福祉施設費につきましては、老人福祉施設管理運営事業におきまして、新田老人憩の家改修工事实施設設計委託料を新規計上するものであります。

これは、同施設において既に2か所の雨漏りをしており、早急に対処する必要がありますが、令和8年度における個別施設計画による長寿命化に対応する工事を見据え、実施設設計委託料を新規計上するものであります。

次に、同事業におきまして、高力老人憩の家屋上防水工事等負担金を新規計上するものであります。

これは、同施設における陸屋根の破損、外壁クラック等において緊急対応するため、地元区で行います修繕工事費のうち、町負担割合である85%分を新規計上するものであります。

補正予算説明書20ページを御覧ください。

次に、高齢者生きがいセンター運営事業におきまして、高齢者生きがいセンターアスベスト事前調査委託料を新規計上するものであります。

これは、移転を予定しております高齢者生きがいセンターについては、令和8年度に既存施設の取壊しを行うことになっておりますが、アスベストの使用について、天井部分は既に調査を行っていましたが、壁等においては未調査であったため、取壊し前に行う必要があります、調査委託料を新規計上するものであります。

15項児童福祉費、15目児童措置費につきましては、認定こども園等支援事業におきまして、保育所等給食費軽減対策支援金を新規計上するものであります。

これは、愛知県において、国の重点支援地方交付金を活用した事業でありまして、令和7年7月に補正予算にて可決されたものであります。町内認定こども園と8園の食材費高騰分に対する支援として、7月から9月までの3か月分の給食費について、利用児

童1人当たり1食100円の補助を行い、幸田町は、それら認定こども園等に12月までに補助金を交付することとなっており、補助金交付分について計上するものであります。

なお、幸田町は、愛知県に補助金分について交付申請を行っていく予定となっておりますが、7月分から9月分までの補助金額が確定するのは10月以降であること及び認定こども園等への補助金交付を12月末までに行うこととなっているため、歳入については、額の確定以降改めて行うものであります。

次に、同事業におきまして、低年齢児途中入所円滑化事業費補助金を減額するものであります。これは、歳入でも御説明いたしましたが、認定こども園における3歳未満児の途中入所における体制づくりとして、保育士を配置する費用の助成のため、補助金を支出していたものであります。制度の廃止によりまして同事業の認定こども園への補助金について減額するものであります。

なお、今後につきましては、新設される保育士配置改善事業費補助金で対応していく予定であります。

20目児童福祉施設費につきましては、保育園管理一般事業におきまして、坂崎保育園給食外部委託料を新規計上するものであります。

坂崎保育園においては、現在、大規模改修工事を行っておりますが、11月より3か月間、調理室を改修する計画としております。同期間における給食費の提供について、他の園で調理し運搬することなどを検討してまいりましたが、食の安全や提供時間等を考慮し、外部委託が適当と判断し、実施のための外部委託料を新規計上するものであります。

次に、住民広場等設置整備事業におきまして、ちびっこ広場遊具撤去工事請負費を新規計上するものであります。

これは、坂崎区上田ちびっこ広場の廃止に伴うもので、地権者が早急に土地の返還を求めているものであり、地元区においても返還に同意していることから、遊具の撤去を行い、更地とするための工事請負費を計上するものであります。

次に、子育て支援事業におきまして、こども誰でも通園制度準備消耗品費、同工事請負費、同備品購入費を新規計上するものであります。

これは、こども家庭庁の保育所等改修費等支援事業において、各自治体は、こども誰でも通園制度を令和8年4月から事業実施のための施設設置が義務づけられており、それに伴う必要な改修費等の一部について補助金が交付されるものであります。

内容といたしましては、保育園に通っていないお子さんを対象として、子ども1人当たり月10時間を上限に、3歳未満児を菱池子育て支援センターにて保育するものであります。それらに対応する施設改修費用として計上するものであります。補助金の交付申請につきましては、今後、国より照会がある予定となっております。改修において、工事等準備期間を要することから、改修費用等をあらかじめ計上するものであります。

25款衛生費、15項清掃費、10目じん芥処理費につきましては、一般廃棄物処理収集処理事業におきまして、一般廃棄物集積施設整備事業費補助金を追加するものであります。

これは、各区に維持管理を依頼しております一般廃棄物集積施設の新設修繕等の事業費について、幸田町一般廃棄物集積施設整備事業費補助金交付要項に基づき2分の1を補助しておりますが、本年度は、各区において集積ボックスの老朽化における修繕、区における借地解消のための移転等を理由として、補助要望が例年より多くあることから、これに対応するため補助金を追加するものであります。

35款農林水産費、10項農業費、20目農業振興費につきましては、農業振興一般事業におきまして歳入で御説明させていただきましたが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の予算措置に伴いまして、その財源を更正するものであります。

次に、地域農政総合推進事業におきまして、道の駅機能強化重点整備事業検討業務委託料を新規計上するものであります。現在、国土交通省において、道の駅の役割としましては、地方創生、観光を加速させる拠点として期待されるようになっており、その役割を第3ステージという名称において、全国の道の駅への補助メニューを展開しております。幸田町においては、その第3ステージを実現することができる道の駅として、応援パッケージや防災道の駅の指定を受けたことから、今後の事業展開として、道の駅としての新たな運用価値、地元利用者の利用率の向上の方策について改めて再定義していく必要があるものと考えております。

また、防災道の駅の指定を受けたことにより、非常用発電の設置が必要となるなど、防災機能強化のための方策についても検討していく必要が生じてきております。今後これらの方策について検討するため、課題解決のための検討調査、ICTを活用した顧客分析、防災機能強化のための調査等を行う必要があり、その調査委託費として新規計上するものであります。

補正予算説明書22ページを御覧ください。

20項林業費、15目林業振興費につきましては、林業振興一般事業におきまして、樹木伐採工事請負費を新規計上するものであります。

久保田区の聞入寺跡地におきまして、大木が南側の町道にせり出しており、倒木のおそれがございます。一昨年においても同箇所倒木があり、町道が通行止めになった事例もございました。今後台風や豪雨が予想される季節となり、再度、倒木のおそれがございます。つきましては、町道利用者の安全に対応する工事請負費として新規計上するものであります。

45款土木費、15項道路橋梁費、20目新切行政推進費につきましては、新切行政運営事業におきまして、乗用草刈機部品交換費を新規計上するものであります。

親切班の業務におきましては、近年大幅に依頼件数が増加しているところであり、令和6年度から河川愛護活動の地元負担軽減として堤防の草刈りを行うようになったこと、また、河川における草焼きについても令和7年度から中止になることから、さらに多くの対応が必要となっております。しかしながら、町所有の2台の乗用草刈機について、草刈刃の損耗が激しく、効率が大幅に低下している状況であります。つきましては、今後の要望に対応すべく、乗用草刈機部品交換費を新規計上するものであります。

25目道路新設改良費につきましては、道路新設改良事業におきまして、大池田踏切沿線水路の改修を含む道路設計委託料を新規計上するものであります。

三ヶ根駅南側の大池田踏切においては、線路東側沿線の町道拡幅工事を計画しており、令和7年度に用地買収を行い、令和8年度以降に道路改良工事を行う予定であります。現状において、本工事により過年度の豪雨による道路の冠水原因となる横断水路の改修を含め、早期の一体的な工事を計画していく必要があるため、近接するJR及び県への協議を行い、施工条件の整理を図るための設計委託費を新規計上するものであります。

次に、同事業におきまして、上一木中一木1号線等工事請負費を新規計上するものであります。内訳としましては、上一木中一木1号線工事請負費、野場横落線工事請負費をそれぞれ計上するものであります。

上一木中一木1号線につきましては、地元地権者より用地寄附協力を得て、令和7年度に工事着手をしておりますが、寄附協力をいただいた地権者の拡幅用地の垣根を撤去することから、土地利用上、堀等の目隠しがなくなっている状況であり、防犯上の低下など地権者の土地利用の支障となるため、対象区間の整備を早期に完了する必要があることから、工事請負費を新規計上するものであります。

野場横落線につきましては、農水管布設等の工程調整により、令和7年度へ繰越し工事となっております。令和6年度当初は、一体的な連続した工程による施工を予定していたため、令和7年度における工程では、道路築造を年度前期に施工し、舗装は盛土等の沈下を考慮し、耕作機関である6月から10月までの期間を置き、沈下や耕作車両等で荒れた路盤に対する補足材や不陸整正の施工が舗装施工前に必要となったことから、工事請負費を新規計上するものであります。

次に、道路整備事業におきまして、生活道路等整備工事請負費を追加するものであります。

令和7年度の地元要望における必要な工事箇所や増加する新規の要望に対応するためには、物価の高騰もあり、既存予算が不足し生活道路の安全確保に支障を来していることから、これに対応するため工事請負費を追加するものであります。

25項都市計画費、10目都市計画総務費につきましては、都市計画総務一般事業におきまして、年度当初から同事業に係る会計年度任用職員について、人事秘書課の予算にて雇用しておりましたが、継続して採用するに当たり、報酬、期末手当等、共済費をそれぞれ追加するものであります。

補正予算説明書24ページを御覧ください。

55款教育費、10項教育総務費、15目事務局費につきましては、事務局一般事業におきまして、歳入で御説明させていただきましたが、校内教育支援センター整備推進事業関係、教育支援体制整備事業関係及びラーケーション推進事業関係の予算措置に伴いまして、その財源を更正するものであります。

また、教育相談事業におきましても、歳入で御説明させていただきましたが、教育支援体制整備事業関係の予算措置に伴いまして、その財源を更正するものであります。

15項小学校費、10目学校管理費につきましては、小学校管理一般事業におきまして、ネットワークアセスメント調査業務委託料を新規計上するものであります。

これは国の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金を活用するものでありますが、小学校における通信環境の調査の実施について、国より今年度中の実施を求められてい

ることから実施するものであります。

補助金の交付につきましては、年度内の実施、完了が必要であり、早急に取りかかる必要があることから、委託料について新規計上するものであります。

次に、同事業におきまして、体育館屋根塗装工事等工事請負費を追加するものであります。体育館屋根塗装工事におきましては、令和6年度からの繰越明許においてお認めいただいているものでありますが、実施設計業務において現地調査を進めたところ、補助対象外における部分についても工事が必要な状況であることが分かりました。補助対象となっている工事において、設置する仮設足場等を利用し、同時施工することで費用が抑えられることから、今回補正予算にて工事請負費を追加するものであります。

20項中学校費、10目学校管理費につきましては、中学校管理一般事業におきまして、ネットワークアセスメント調査業務委託料を新規計上するものであります。

これは先ほど15項小学校費においても御説明いたしました内容と同様でありまして、同調査業務委託料について新規計上するものであります。

次に、同事業におきまして、南部中学校プール修繕等工事請負費を追加するものであります。

内訳としましては、南部中学校プール修繕工事請負費、各中学校における修繕工事請負費となっております。南部中学校プール修繕工事請負費につきましては、プールにおいて漏水があったことから、老朽化した配管更新のための工事請負費を追加するものであります。

各中学校における修繕工事請負費におきましては、各種修繕対応において緊急的な工事が必要な状況が発生しており、既存予算での対応が困難であることから工事請負費を追加するものであります。

以上が令和7年度 幸田町一般会計補正予算(第2号)の概要であります。

次に、第56号議案 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

補正予算書31ページをお開きください。

議案関係資料は27ページ及び35ページでありますので併せて御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ962万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,195万5,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書42ページを御覧ください。

20款国庫支出金につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金を新規計上するものであります。

これは、国の子ども子育て支援制度の円滑な施行に向け、国保システムにおいて、改修の必要があるためであり、改修費用については全額補助対象となっており、交付決定を受けたことから新規計上するものであります。

40款繰入金、国民健康保険財政調整基金繰入金を減額し、国民健康保険特別会計の

収支を調整するものであります。

４５款繰越金は、前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものがあります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書４４ページを御覧ください。

１０款総務費につきましては、一般管理一般事業におきまして、歳入でも御説明いたしましたが、国保システムにおいて改修業務委託料を新規計上するものであります。

本委託料につきましては、全額が国庫補助となっておりますが、子ども子育て支援金制度対応として、新規計上するものであります。レセプトインターフェース変更対応につきましては、国保システムにおいては不要であったことから減額するものであります。

以上が、令和７年度 幸田町国民健康保険特別会計補正予算(第３号)の概要であります。

次に、第５７号議案 令和７年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)についてであります。

補正予算書４９ページをお開きください。

また、議案関係資料は２７ページ及び３６ページでありますので併せて御覧ください。

第１条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ５９９万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ６億９,７４８万６,０００円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は６０ページを御覧ください。

１２款国庫支出金につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金を新規計上するものであります。これは、国の子ども子育て支援金制度の円滑な施行に向け、後期高齢者医療支援システムにおいて改修の必要があるためであり、改修費用については、国において全額補助対象となっており、交付申請を行い、交付決定を受けたことから新規計上をするものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書６２ページを御覧ください。

１０款総務費につきましては、一般管理一般事業におきまして、歳入でも御説明いたしましたが、後期高齢者医療支援システムにおいて、改修業務委託料を新規計上するものであります。

以上が令和７年度 幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)の説明であります。

以上、補正予算の説明をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○議長（廣野房男君） ここで途中ではありますが、１０分間の休憩とします。

休憩 午前１０時０８分

再開 午前１０時１８分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第２号議案から第８号議案までの説明を求めます。

町長。

○町長（成瀬 敦君） 次に、認定第２号から認定第８号までの決算認定につきまして、地方自治法第２３３条第３項及び地方公営企業法第３０条第４項の規定により議会の認定に付するものであります。

一般会計から順次説明を申し上げます。

別冊の令和６年度各会計決算書及び令和６年度決算に係る主要な施策の成果の説明書を御覧いただきますようお願いいたします。

初めに、認定第２号、令和６年度 幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。詳細につきましては、決算書及び主要な施策の成果の説明書のとおりであります。

決算書１５６ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額２０９億６,５７５万１,０００円、歳出総額１９９億４,４２０万９,０００円、歳入歳出差引額１０億２,１５４万２,０００円となりました。

令和６年度につきましては、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が１億８,６８０万６,０００円ありましたので、実質収支額につきましては８億３,４７３万６,０００円となりました。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

初めに歳入であります。決算書の２４ページから６３ページまで及び主要な施策の成果の説明書の２３ページからになります。

１０款町税につきましては、９１億８,８６４万４,０００円で、前年度対比１０１．１％の１億４０９万９,０００円の増収となりました。

個人町民税は、定額減税の実施によりまして、前年度対比９４．６％の１億４,７６０万１,０００円の減収となりました。法人町民税は、主に大手自動車関連企業が増益となったことにより、前年度対比の１２３．７％、１億６,３４３万１,０００円の増収となりましたこと、町民税全体では３４億５,９９６万５,０００円で、前年度比１００．５％の１,５８３万円の増収となりました。

固定資産税につきましては、土地は地目変更等により、償却資産は、企業の設備投資が増加したことなどによりまして、交付金を含む固定資産税全体では、４９億７,９５７万１,０００円で、前年度対比の１０１．７％、８,１６７万９,０００円の増収となりました。

その他の町税につきましては、軽自動車税、入湯税及び都市計画税の増収と、たばこ税の減収でありまして、これらの総額は７億４,９１０万８,０００円、前年度比６５．９万円の増収となりました。

決算書２６ページからになります。

１５款地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税において減

収、森林環境譲与税は増収でありまして、これらの総額で1億4,959万1,000円、前年度比の99.2%、115万7,000円の減となりました。

20款利子割交付金から30ページの33款地方特例交付金までの各種交付金につきましては、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金などの増がありました。

これらの総額では、18億6,156万4,000円となり、前年度対比の126.2%の3億8,650万6,000円の増となりました。

30ページからになります。

35款地方交付税につきましては、全額が特別交付税でありまして、普通交付税には算定されない特別な財政需要に対するものとして、521万9,000円が交付されました。

32ページからになります。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、360万9,000円、前年度対比95.0%、18万9,000円の減となりました。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものでありまして、総額の5,902万2,000円、前年度比98.8%、70万8,000円の減となりました。

50款使用料及び手数料につきましては、公共駐車場使用料、町営住宅使用料、放課後児童健全育成手数料、一般廃棄物処理手数料等が主なものでありますが、ほぼ前年度並みの2億2,827万1,000円でありまして、前年度比102.1%、466万2,000円の増となりました。

34ページからになります。

55款国庫支出金につきましては、25億6,772万7,000円で、前年度比116.7%、3億6,704万円の増となりました。

主な変動要因といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫補助金の減に対し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増などによるものであります。

40ページからになります。

60款県支出金につきましては、11億546万1,000円で、前年度比107.6%、7,824万9,000円の増となりました。主な変動要因といたしましては、障害福祉サービス費等負担金の増、障害児施設措置費(給付金等)負担金の増などによるものであります。

48ページからになります。

65款財産収入につきましては、5,268万7,000円で、前年度比74.2%の1,836万2,000円の減となりました。

主な要因といたしましては、不動産売払収入の減によるものであります。

70款寄附金につきましては、25億4,573万7,000円で、前年度比83.3%、5億1,046万1,000円の減となりました。このうち、ふるさと納税による寄附金収入につきましては、24億9,996万5,000円でありまして、前年度比の82.4%、5億3,291万3,000円の減でありました。

50ページからになります。

75款繰入金につきましては、6億1,949万円で、前年度比173.6%の2億6,254万7,000円の大幅な増となりました。

この要因といたしましては、教育施設整備基金繰入金、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金の増及び福祉施設整備基金繰入金の皆増によるものであります。

52ページからになります。

80款繰越金につきましては、10億9,329万2,000円で、前年度比75.9%の3億4,626万7,000円の減でありました。

85款諸収入につきましては、預託回収金、保育所及び小中学校の給食費実費徴収金など、他のどの費目にも属さない収入金でありまして、8億543万7,000円、前年度対比の127.3%の1億7,272万3,000円の増となりました。

主な要因といたしましては、自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金7,652万5,000円の皆増などであります。

60ページからになります。

90款町債につきましては、総額で6億8,000万円でありまして、六栗ゲートボール場テント上屋整備事業、深溝小学校整備事業、中学校体育館空調整備事業など、全14事業において起債を行ったものであります。

以上、一般会計の歳入の概要について説明をさせていただきました。

続きまして、歳出につきまして主なものを説明させていただきます。

歳出につきましては、その概要を性質別に説明させていただきますのでよろしくお願い致します。

主要な施策の成果の説明書の16ページ及び17ページを御覧ください。

初めに、人件費につきましては、44億652万7,000円で、前年度比109.5%、3億8,171万円の増となりました。主な要因といたしましては、職員給与の増、会計年度任用職員における期末手当の支給開始に伴う増などによるものであります。

扶助費につきましては、34億3,244万5,000円で、前年度比110.0%、3億1,269万9,000円の増となりました。主な要因といたしましては、障害児通所給付費等、自立支援給付費等及び児童手当支給の増などによるものであります。

公債費につきましては、5億6,522万3,000円で、前年度比の106.4%、3,421万7,000円の増となりました。主な要因といたしましては、令和3年度に借り入れた鷺田住民広場整備事業や役場庁舎屋外トイレ整備事業、令和4年度に借り入れしました消防指令システム共同整備事業等の返済を開始したことによるものであります。

物件費につきましては、43億9,408万円で、前年度比100.3%、1,215万円の増となりました。主な要因といたしましては、ふるさと納税推進事業委託料の減に対し、生活応援チケット事業等委託料の増等などによるものであります。

維持補修費につきましては、3億2,886万8,000円で、前年度比50.5%の3億2,188万5,000円の減となりました。

主な要因といたしましては、学校施設、社会教育施設の修繕費の減などによるもので

あります。

補助費等につきましては、23億7,126万6,000円で、前年度比96.7%、8,190万9,000円の減となりました。主な要因といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業補助金の減及び省エネ家電購入費補助金の皆減などによるものであります。

積立金につきましては、9,110万1,000円で、前年度比の88.9%、1,137万3,000円の減となりました。この要因といたしましては、都市施設整備基金積立金の減などによるものであります。

普通建設事業につきましては、26億8,369万5,000円で、前年度比103.8%の9,925万7,000円の増となりました。

令和6年度に実施しました主なものといたしましては、補助事業分では、深溝小学校整備事業、史跡島原藩主深溝松平家墓所肖影堂組立工事、仲田アンダーパス自動閉鎖設備整備工事、幸田中央公園整備事業などであります。

また単独事業分では、岡崎市一般廃棄物中間処理施設建設費負担金、粗大ごみ集積場用地購入事業、大草広野地区福祉施策推進構想用地購入事業、六栗ゲートボール場テント上屋設置事業などあります。

災害復旧費につきましては、主に、令和6年においては、災害における復旧費がなかった少なかったことにより、総額329万円でありました。

最後に、財政指標につきまして説明をいたします。

主要な施策の成果の説明書の20ページを御覧ください。

初めに、単年度の財政力指数であります。令和6年度の算定におきましては、基準財政収入額の増額幅が基準財政需要額の増額幅よりも大きかったため、前年度の1.07から0.03ポイントの上昇となる1.10でありました。

経常収支比率につきましては、前年度の91.0%から1.0ポイントの上昇となる92.0%となりました。主な要因といたしましては、扶助費の増などによるものであります。

実質公債費比率につきましては、前年度の0.4%から0.3ポイントの増加となる0.7%となりました。主な要因といたしましては、臨時財政対策債償還費の減などによるものであります。

以上が一般会計の決算概要でございます。

続きまして、特別会計につきまして順次説明をまいります。

それでは、認定第3号 令和6年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書は178ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は、1億729万5,000円、歳出総額は1億729万4,000円、歳入歳出差引額1,000円となり、実質収支額につきましても1,000円となりました。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

決算書の159ページから177ページまで及び主要な施策の成果の説明書の134ページを御覧ください。

歳入につきましては、一般会計への土地売却収入5,398万円、一般会計繰入金781万7,000円、前年度繰越金4,494万1,000円などであり、前年度比2億7,776万4,000円の減となりました。

主な主要な施策の説明書の137ページを御覧ください。

歳出につきましては、芦谷1号線事業、用地購入費及び物件移転等補償費2,480万5,000円、公債費2,779万5,000円、また、土地開発基金の繰り出しが5,429万円ありまして、前年度比2億3,282万4,000円の減となりました。

次に、認定第4号 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書212ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額31億9,081万2,000円、歳出総額31億8,318万6,000円、歳入歳出差引額762万6,000円となり、実質収支額につきましても762万6,000円となりました。

なお、1,700万円を令和7年度予算より繰上充用を行いました。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

決算書の181ページから211ページまで及び主要な施策の成果の説明書の148ページを御覧ください。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金の5,155万5,000円の増等に対し、保険給付に要する費用を支払うために、県から交付される普通交付金6,700万1,000円の減等によりまして、前年度比99.1%、3,001万8,000円の減となりました。

歳出につきましては、国民健康保険事業納付金4,298万1,000円の増等に対し、保険給付費7,618万2,000円の減等によりまして、前年度比99.0%、3,152万2,000円の減となりました。

次に、認定第5号 令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書234ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は6億5,295万7,000円、歳出総額は6億5,231万4,000円、歳入歳出差引額64万3,000円となり、実質収支額につきましても64万3,000円となりました。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

決算書の215ページから233ページまで及び主要な施策の成果の説明書は162ページを御覧ください。

歳入につきましては、保険料率の改定により、後期高齢者医療保険料9,120万1,000円の増等によりまして、前年度比の118.3%、1億111万4,000円の増となりました。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億27万4,000円の増などによりまして、前年度比118.4%、1億148万2,000円の増となりました。

次に、認定第6号 令和6年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説

明をいたします。

決算書278ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額は25億2,775万9,000円、歳出総額は24億7,807万円、歳入歳出差引額4,968万9,000円となり、実質収支額につきましても4,968万9,000円となりました。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

決算書の237ページから277ページまで及び主要な政策の成果の説明書の170ページを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、繰入金は5,615万3,000円の減、繰越金は4,866万円の減に対し、介護保険料1億4,738万7,000円の増、国庫支出金は3,408万9,000円の増、支払基金交付金は2,778万5,000円の増、県支出金は2,067万7,000円の増などによりまして、前年度比105.4%の1億2,970万1,000円の増となりました。

歳出につきましては、介護保険サービス利用者の増等により、保険給付費6,781万7,000円の増、積立基金2,920万3,000円の増などによりまして、前年度比103.5%、8,341万2,000円の増となりました。

次に、認定第7号 令和6年度幸田町水道事業会計資本金の額の減少及び利益の処分並びに決算認定について説明をいたします。

決算書の291ページから333ページまで及び主要な施策の成果の説明書の209ページからになります。

決算書の296ページ及び297ページを御覧ください。

収益的収支につきましては、税込みで、事業収益は9億876万7,000円に対し、事業費用は7億2,688万1,000円でありました。

その結果、収支差引は1億8,188万6,000円となりました。

決算書の299ページを御覧ください。

損益計算上の当年度純利益につきましては、税抜きで1億3,813万9,000円となり、未処分利益剰余金は5億9,702万6,000円となりました。

決算書の300ページを御覧ください。

この利益処分につきましては、剰余金処分計算書（案）にお示しましたとおり、資本金の額の減少として2億円、未処分利益剰余金から4億800万円を資本金に組み入れ、3億3,860万円を建設改良積立金に積み立て、5,042万6,000円の残高につきましては、翌年度へ繰り越す予定をしております。

決算書の296ページ及び297ページにお戻りください。

次に、資本的収支につきましては、税込みで工事負担金、他会計負担金による資本的収入1億636万9,000円に対し、施設の更新整備などに要する建設改良費による資本的支出が6億428万7,000円でありまして、収支差引は、4億9,791万8,000円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金並びに建設改良積立金で補填をいたしました。

次に、認定第8号 令和6年度幸田町下水道事業会計決算認定について説明をいたします。

決算書の337ページから389ページまで及び主要な施策の成果の説明書の223ページからになります。

決算書の342ページと343ページを御覧ください。

収益的収支につきましては税込みで、事業収益は15億7,109万5,000円に対し、事業費用15億4,585万5,000円でありました。

その結果、収支差引は2,524万円となりました。

決算書の345ページを御覧ください。

損益計算上の当年度純利益につきましては、税抜きで979万7,000円となり、未処分利益剰余金は6,182万5,000円となりました。

この利益につきましては、翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定としておりますので、議会の議決による処分額は計上していません。

決算書の342ページ及び343ページにお戻りください。

次に、資本的収支につきましては税込みで、受益者負担金、補助金、他会計補助金、他会計出資金及び企業債による資本的収入4億9,443万7,000円に対し、管路の建設などに要する建設改良費及び企業債償還金による資本的支出が6億8,404万8,000円でありまして、収支差引は、1億8,961万1,000円の不足となりました。

この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上が、令和7年第3回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案の6件、補正予算の3件、決算認定の8件につきまして、提案理由の御説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（廣野房男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第8

決算審査意見の報告を行います。

大浦裕代表監査委員から決算審査意見の報告をお願いします。

監査委員。

〔監査委員 大浦 裕君 登壇〕

○監査委員（大浦 裕君） 御指名でございますので、御報告をさせていただきます。

去る、7月24日から8月5日までの実質7日間にわたり実施しました令和6年度決算審査の結果について申し上げます。

令和6年度幸田町一般会計、各特別会計歳入歳出決算、基金の運用状況、水道事業会計及び下水道事業会計決算審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定められました健全化判断比率等の審査につきましては、町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書、その附属書類及び各課から提出されました資料、また、例月出納検査等の指摘事項に対する措置状況通知書を基に、関係職員の説明を求めるとともに、計数

の正確性、事務処理の正否、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

審査結果といたしましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認められました。

審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の27ページから30ページに、記載させていただいております第8むすびを御覧いただきたいと存じます。

なお、本報告につきましては、第8むすびに記載の主な項目を要約した形での報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

令和6年度幸田町一般会計、各特別会計、基金運用状況、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査の概要に総括的な意見を付して、本審査のむすびとする。

令和6年度の決算における一般会計及び特別会計の決算総額は、歳入274億4,457万円、歳出263億6,507万円で、前年度と比較し、歳入が1億1,153万円、歳出が2億2,495万円、それぞれ増加している。

一般会計の歳入は、決算額209億6,575万円で、前年度と比較し、5億1,799万円の増加となっている。

町税の収納状況は、収入済額91億8,864万円で、収納率は99.0%である。増収となったのは、法人町民税、固定資産税などの増収によるものである。町税全体の収納率も高くなっており、今後も現年分の収納に重点を置くなど継続的な取組が必要と考える。

町税以外の歳入で増加となったのは、地方特例交付金、国庫支出金及び繰入金などである。一方、減少となったのは寄附金及び繰越金などである。

一般会計の歳出は、決算額199億4,421万円で、前年度と比較し、5億8,974万円の増加となっている。

増加となったのは、大草広野地区福祉施設推進構想用地購入事業などの民生費、中学校体育館空調整備工事及び深溝小学校整備事業などの教育費、合併70周年記念生活応援チケット事業等委託料などの商工費が主なものである。

一方、減少となったのはふるさと納税推進事業などの総務費、大きな災害が発生しなかったなどの災害復旧費の減少などが主なものである。

次に、特別会計全体では、歳入決算総額64億7,882万円、歳出決算総額64億2,086万円で、それぞれ減少している。

なお、特別会計については、特に気のついた特別会計のみ述べさせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計は、歳入が3,002万円0.9%、歳出が3,152万円1.0%、それぞれ減少している。特に歳入については、繰入金が増加となっているが、これは翌年度、歳入繰上剰余金で歳入不足を補填した結果である。国民健康保険の被保険者数は6,255人で前年度より減少している。国民健康保険税の収納状況は、収入済額6億4,850万円で、収納率は83.9%前年度より低くなっている。今後も未納者に対して適切で柔軟な対応により、収納率の向上に努められたい。

後期高齢者医療特別会計は、被保険者数が5,376人で前年度より増加し、歳入が

1億111万円、歳出が1億148万円、それぞれ増加している。後期高齢者医療保険料の収納状況は、収入済額5億5,148万円、収納率は99.7%である。今後も高収納率が保たれるよう、収納事務に努められたい。

介護保険特別会計は、賦課人数が9,634人で前年度より増加し、歳入が1億2,970万円、歳出が8,341万円、それぞれ増加している。介護保険料の収納状況は、収入済額6億9,911万円、収納率は99.2%である。今後も介護予防事業を効果的に進めるなど、健康寿命の延伸に努められたい。

次に、公営企業会計であります。

水道事業会計は、給水人口は4万1,915人で前年度より減少、年間配水量は494万4,209立方メートル、年間有収水量は456万5,305立方メートルで、それぞれ増加している。有収率は92.3%となり、前年度と比較し上昇している。今後も水の安定的な供給に向け、水道施設や配水管の改修を計画的に進め、安定経営に努めるとともに、有収率の向上の取組を検討されたい。

下水道事業会計は、本年度から農業集落排水事業会計が統合された処理区域内人口は4万1,289人で、前年度より増加、年間処理水量は391万1,338立方メートル、年間有収水量は376万618立方メートルで、それぞれ増加している。今後は、より一層の安定経営に努められたい。

次に、主要な財政指標については、単年度財政力指数が1.10で、前年度より0.03ポイント上昇、公債費負担比率は3.8%で0.5ポイント上昇、実質収支比率は7.8%で2.2ポイント低下している。経常収支比率は92.0%で、前年度より1.0ポイント上昇しており、やや高めの水準で推移している。また、自主財源比率は、前年度より3.6ポイント減の69.7%となった。財政力強化のため、自主財源の増強に努めるとともに、一層の経費節減と事業の効率化に努められたい。なお、財政指標の健全化判断比率等については、全て健全な数値と認められた。

以上を総括すると、令和6年度決算は、歳入面については、大手自動車関連企業の業績の影響などにより、法人町民税及び固定資産税などが増収となり、町税全体としては前年度を上回る結果となったが、重要な財源となっているふるさと寄附金については、大幅な減収となった。歳出面については、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費である人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費が年々増加しており、また、公共施設の維持改修費及び新規事業に要する経費などその他の経費においても増加要因が多く、今後も予断を許さない状況が続くものと思われる。事務事業の必要性、有効性、効率性に視点を置いて、的確な予算配分等も含め、適正な公金の支出と事務処理に心がけていただき、住民や地域から求められるものを意識するとともに、今後の事務事業の在り方にも探求心を持ちながら、幸田町の発展のため、よりよい行政サービスをより効果的に提供できるよう、なお一層職務に精励されることを期待するものである。

令和7年8月5日、幸田町監査委員大浦裕、幸田町監査委員松本忠明。

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

〔監査委員 大浦 裕君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

質疑をされる議員は、議案質疑通告書を本日午後５時までに事務局へ提出をお願いします。

次回は９月３日水曜日午前９時から再開しますのでよろしくお願いします。

ここで、ただいまからシェイクアウト訓練を行いますので、御協力をお願いします。

なお、議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局の職員が議場内にカメラを持ち込みますので御了承願います。

一般質問中に、震度５以上の地震が発生したと想定します。

私が地震発生、暫時休憩し直ちにヘルメットをかぶって身の安全を守ってくださいと言いますので、そのときから行動をお願いします。

岩本議員は、お手数をおかけしますが、発言台に移動してください。

(震度５以上の地震が発生)

○議長（廣野房男君） それでは、地震発生、暫時休憩し、直ちにヘルメットをかぶって身の安全を守ってください。

(事務局職員が写真を撮影します。)

(１分程度したら)

○議長（廣野房男君） 元にお戻りください。

御協力ありがとうございました。

なお、避難が必要と認められる場合は、議長の指示に基づき、議場の出入口から出て、議員・傍聴者はエレベーター右側の階段を、理事者は西側の階段を使って避難してください。

実際には、町の災害対策本部が設置され会議が開かれますので、終わるまで暫時休憩とします。

被害状況により再開できる状況の場合は、休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長からの震度等の報告後に一般質問を再開します。

甚大な被害が出て再開できる状況でない場合は、臨時の議会運営委員会を開き、今後の会議をどうするのかを決めます。

これで本日のシェイクアウト訓練は終了とします。

最後になりましたが、地震はいつ何どき起こるか分かりませんので、日頃からの心がけが大切です。しっかりと備えていただきたいと思います。

御協力ありがとうございました。

ここで１点、御連絡を申し上げます。

この後、議会広報特別委員会を１１時１２分から第１委員会室で開催しますので、委員は御出席をお願いします。

連絡事項は以上であります。

本日はこれで散会します。

散会 午前 １１時０２分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 7 年 9 月 1 日

議 長

議 員

議 員